

省エネ家電買替支援事業補助金 申請書類について

書類	注意事項
交付申請書	領収日から60日以内に申請してください。 分割払いの場合は、一番遅い領収日から60日以内に申請してください。 申請期日は令和8年12月25日までです。
領収書の写し	申請者が支払ったことが分かるものを添付してください。 分割払いの場合は、全額支払ったことが分かるものを添付してください。
内訳書の写し	消費税及び地方消費税、クーポンやポイント等による割引額、買替前の家電のリサイクル又は撤去・廃棄処理費用は対象経費から除いてください。 これらを除いた金額が分かるものを添付してください。
保証書の写し	購入した店舗又は事業所の保証書ではなく、対象製品（メーカー）の保証書を添付してください。 保証書の型番、お客様欄の住所及び氏名の記載があることを確認してください。
設置場所が確認できる書類の写し	申請者の住所と同一であると分かるものを添付してください。 （納品書、請求書、店舗又は事業者が作成する保証書など申請者の住所の記載があるもの）
補助対象家電の設置後の写真	対象製品の全体が写るように撮影してください。
買替前の家電を処分したことを証明できる書類	エアコンの申請の場合は、買替前の製品の「家電リサイクル券」の写しを添付してください。 高効率給湯器の申請の場合は、買替前の製品を処分する際に店舗又は事業者が発行する「廃棄証明書」の原本を添付してください。
廃棄証明書	高効率給湯器の申請の場合にのみ必要な様式です。 買替前の製品を処分する際に店舗又は事業者が作成してください。 （必ずしも購入先（市内業者）である必要はありません。） 様式は、市ホームページからダウンロード又は環境課窓口でお受け取りください。
交付請求書	交付申請書と同一名で提出してください。 振込先は申請者の口座を記入してください。 「新見市省エネ家電買替促進支援事業補助金交付決定及び確定通知書」の写しは環境課で準備しますので添付の必要はありません。 やむを得ず、補助金交付決定及び確定通知書発行前に請求書を提出する場合は、請求日を空白で提出してください。